

第14号議案

平成24年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	が ん セ ン タ ー			城山病院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院	尾張診療所			
入 院	160,600 ^人	77,015 ^人	— ^人	95,265 ^人	56,575 ^人	389,455 ^人
外 来	154,350	64,190	3,920	52,675	96,285	371,420

2 一日平均患者数

区 分	が ん セ ン タ ー			城山病院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院	尾張診療所			
入 院	440 ^人	211 ^人	— ^人	261 ^人	155 ^人	1,067 ^人
外 来	630	262	16	215	393	1,516

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 1,167,138千円

(2) 資産購入 836,345千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	31,749,452千円
第1項 医療収益	27,041,977千円
第2項 医療外収益	4,707,475千円
支 出	
第1款 病院事業費	32,921,240千円
第1項 医療費用	32,271,140千円
第2項 医療外費用	640,100千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,170,457千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,648,346千円
第1項 企業債	1,466,000千円
第2項 他会計負担金	1,146,948千円
第3項 国庫支出金	18,894千円
第4項 雑収入	16,504千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,818,803千円
第1項 建設改良費	1,167,138千円

第2項 資産購入費 836,345千円

第3項 企業債償還金 1,815,320千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設改良費及び資産購入費
- 2 限度額 1,466,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 15,762,762千円
- 2 交際費 107千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	・ 式
	ガンマカメラシステム	一 式
	高精度放射線治療システム	・ 式
	画像保存通信装置	一 式

平成24年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第15号議案 平成24年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団
- 2 年間総給水量 429,000,000m³
- 3 一日平均給水量 1,175,342m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	1,913,251千円
(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、知多浄水場、豊田浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	7,895,153千円
(3) 施設改良事業		事業費	5,334,797千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	31,336,789千円
第1項 営業	収	益	30,945,952千円
第2項 営業外	収	益	390,837千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	26,181,932千円
第1項 営業	支	費用	22,669,252千円

第2項 営業外費用 3,509,680千円

第3項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,699,623千円は、当年度分損益勘定留保資金9,937,345千円、過年度分留保資金8,700,278千円及び減債積立金5,062,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 17,640,747千円

第1項 企業債 11,806,000千円

第2項 国庫支出金 1,511,008千円

第3項 工事負担金 219,338千円

第4項 受託事業収入 219,566千円

第5項 他会計出資金 3,317,095千円

第6項 他会計貸付金償還金 545,885千円

第7項 雑収入 21,855千円

支 出

第1款 資本的支出 41,340,370千円

第1項 建設改良費 15,400,652千円

第2項 建設利息 1,124,912千円

第3項 償還金 24,809,806千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務管理システム改良業務委託	平成25年度	4,461千円
犬山浄水場始め3浄水場運転管理業務委託	平成25年度から平成27年度まで	645,585千円
豊川用水2期共用施設負担金	平成25年度から平成46年度まで	35,785,539千円
尾張東部浄水場導水ポンプ設備設置工事	平成25年度	152,000千円
知多浄水場浄水池建設工事	平成25年度	30,000千円
豊橋南部浄水場自家発電機室建設工事	平成25年度	518,939千円
第2犬山幹線送水管布設工事	平成25年度から平成26年度まで	2,180,209千円
上野知多連絡線送水管布設工事	平成25年度	343,000千円
豊田広域調整池建設工事	平成25年度	523,320千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成25年度	179,500千円
尾張西部浄水場始め5浄水場耐震補強工事	平成25年度	707,029千円
高蔵寺浄水場ポンプ設備改良工事	平成25年度	121,000千円
尾張東部浄水場薬品注入設備改良工事	平成25年度	278,000千円

豊田浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成25年度	120,898千円
岡崎線送水管布設工事	平成25年度から平成27年度まで	3,534,680千円
幸田浄水場薬品注入設備改良工事	平成25年度	366,170千円
豊橋南部浄水場電気設備改良工事	平成25年度	151,205千円
豊橋南部浄水場ポンプ設備改良工事	平成25年度	50,505千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費、水源費特別対策支援債及び借換債
- 2 限度額 11,806,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	3,093,434千円
2 交際費	74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、216,281千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、751,000千円と定める。

平成24年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀章

第16号議案 平成24年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 371か所
- 2 年間総給水量 451,205,280m³
- 3 一日平均給水量 1,236,179m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	148,126千円
(2) 施設改良事業		事業費	3,276,529千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収	益	14,804,672千円
第1項	営業	収	益	13,719,285千円
第2項	営業外	収	益	612,887千円
第3項	特別	利	益	472,500千円
		支	出	
第1款	事業	費		13,535,052千円
第1項	営業	費	用	10,922,766千円
第2項	営業外	費	用	2,609,286千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,012,759千円は、当年度分損益勘定留保資金6,792,191千円、過年度分留保資金1,184,568千円及び減債積立金1,036,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,270,420千円
第1項 企業債	2,749,000千円
第2項 国庫支出金	202,200千円
第3項 工事負担金	43,044千円
第4項 受託事業収入	28,351千円
第5項 他会計出資金	1,245,686千円
第6項 他会計借入金	1,002,137千円
第7項 雑収入	2千円

支 出

第1款 資本的支出	14,283,179千円
第1項 建設改良費	3,838,442千円
第2項 建設利息	246,983千円
第3項 償還金	10,192,754千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務管理システム改良業務委託	平成25年度	4,461千円
上野浄水場始め2浄水場運転管理業務委託	平成25年度から平成27年度まで	97,608千円
豊川用水2期共用施設負担金	平成25年度から平成46年度まで	5,589,527千円
東浦半田線配水管布設工事	平成25年度	102,852千円
尾張東部浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成25年度	104,620千円
知多浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成25年度	283,859千円
高河原水管橋改良工事	平成25年度	57,115千円
豊橋南部浄水場電気設備改良工事	平成25年度	141,103千円
尾張西部浄水場薬品注入設備改良工事	平成25年度	240,786千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1 起債の目的 | 愛知用水工業用水道第4期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 2,749,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |

5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	911,104千円
2 交際費	74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、592,995千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、97,000千円と定める。

平成24年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第17号議案 平成24年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	193,300m ²
2 買収宅地	402,200m ²
3 宅地造成	337,000m ²
衣浦港	120,900m ²
三河港	199,400m ²
中部臨空都市	16,700m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業	収益	10,216,728千円
第1項	営業	収益	10,055,859千円
第2項	営業外	収益	160,869千円
		支	出
第1款	事業	費用	10,166,335千円
第1項	営業	費用	8,810,255千円
第2項	営業外	費用	1,353,080千円
第3項	予備	費用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,736,445千円は、過年度分留保資金9,719,445千円及び減債積立金17,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	56,885,193千円
第1項 企業債	52,912,000千円
第2項 宅地売却前受金	3,947,114千円
第3項 雑収入	26,079千円
支 出	
第1款 資本的支出	66,621,638千円
第1項 宅地造成費	13,533,736千円
第2項 建設利息	582,902千円
第3項 償還金	52,500,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成25年度から 平成26年度まで	48,000千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成25年度から 平成30年度まで	504,000千円
豊田・岡崎地区造成工事	平成25年度から 平成29年度まで	29,957,000千円

豊川大木地区調整池建設工事	平成25年度	161,000千円
財務管理システム改良業務委託	平成25年度	1,167千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 7,112,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 1,367,311千円 |
|---------|-------------|

2 交 際 費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	400,000m ²

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	118,100m ²	売 却
	公 共 用 地	252,800m ²	譲 与
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	14か所	譲 与

平成24年2月20日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章